

令和2年度 練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討結果報告

1 令和2年度検討事項

- (1) 医療救護所におけるアクションカードの作成
- (2) 医療救護所訓練の課題への対応について
- (3) 練馬区地域防災計画の修正について
- (4) 医療救護所における医療救護班等活動マニュアルの見直しについて

2 検討経過

日時等	検討内容
第1回専門部会 令和2年8月27日（水）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護所におけるアクションカードの作成 (2) 医療救護所訓練の課題への対応について [その他] <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度医療救護所訓練について ・練馬区医療救護カレンダー2021について
第2回専門部会 令和2年11月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護所におけるアクションカードの作成 (3) 練馬区地域防災計画の修正について [その他] <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報共有ツールの検討について ・災害医療等に関する動画の作成について
第3回専門部会 令和3年1月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護所におけるアクションカードの作成 [その他] <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報共有ツールの検討について ・災害医療等に関する動画の作成について ・令和2年度練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討結果報告 ・令和3年度練馬区災害医療運営連絡会の検討事項について

3 検討結果

検討事項(1)	医療救護所におけるアクションカードの作成
	<p>練馬区では、大地震が発生した際、10か所の医療救護所を開設し、医療機関等と連携しながら、傷病者に対処していくこととしている。</p> <p>医療救護所には、医師や歯科医師等の医療職の他に、区や学校の職員が参集する。しかし、誰がどの役割を担うかということは、各々の被災状況によって変化することから一概に決めるることはできない。</p> <p>については、役割ごとの活動内容を明記したアクションカードを作成し、医療救護所要員が、発災時に迅速に活動に移れるよう体制を整える。</p>

《検討結果》 資料2-1、2-2のとおり

医療救護所に参集する医療スタッフ等の従事者が速やかに活動に移れるようアクションカードを作成した。カードは「統括医用」をはじめとした6種類を用意し、各医療救護所の特徴を反映する仕様とした。今後は、訓練等を通して、より実践的なものに仕上げていく。

検討事項(2)	医療救護所訓練の課題への対応について
	<p>令和元年度から医療救護所訓練の内容を一部アレンジして実施している。その中で、傷病者の動線やレイアウトの再考、傷病者の振分けから応急手当までの流れ、医療スタッフへの研修体制の確保など様々な課題を参加者から指摘されている。</p> <p>については、よりよい医療救護所の運営が可能となるよう医療救護所訓練で浮上した課題を解決する。</p>

《検討結果》

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、医療救護所における感染症対策について議論を行った。物品の備蓄や基本的な感染症対策（密の回避等）を行った上で、その場の医療従事者の判断や、状況に応じて災害医療コーディネーターや保健所に助言を仰ぎながら対応することとした。

検討事項(3)	練馬区地域防災計画の修正について
	<p>区では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、練馬区地域防災計画を必要に応じて適時修正している。直近では平成30年3月に、熊本地震の教訓、国の防災基本計画の修正内容等を踏まえ、修正を行ったところである。</p> <p>このたび、令和元年7月19日に東京都が地域防災計画【震災編】の修正を行ったこと、また、平成30年大阪府北部地震をはじめとした相次ぐ大規模災害で新たに顕在化した課題を練馬区地域防災計画に反映させる必要があることから、現行の練馬区地域防災計画（平成29年度修正）を修正することとなった。</p> <p>については、現行の地域防災計画の医療救護活動に関する記載の修正を行う。</p>

《検討結果》 資料3のとおり

練馬区地域防災計画の医療救護等対策に関する記述の見直しを行い、修正案を作成した。東京都地域防災計画との整合を図り、また現在の医療救護活動の実態に則したものに改めた。

検討事項(4)	医療救護所における医療救護班等活動マニュアルの見直しについて
	当マニュアルについては、平成30年度に策定したところである。しかし、災害医療運営連絡会での協議や医療救護所訓練での反省を踏まえ、随時反映させていく必要があることから、適宜更新を図っていく。

《検討結果》

令和2年度においては、医療救護所訓練が中止となり、感染症対策における協議内容等を検証できなかったため更新を行わなかったが、当協議会および専門部会で検討した課題への対応を継続的に反映していく。

[その他]

① 練馬区医療救護カレンダー2021について

平成29年度より作成を開始した、日頃から目にすることができ発災時に持ち運びのできる卓上カレンダー型の医療救護所簡易マニュアルを引き続き作成した。

② 令和2年度医療救護所訓練について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から令和2年度訓練は中止とした。その代替事業として、③災害医療等に関する動画の作成を行う。

③ 災害医療等に関する動画の作成について（資料4のとおり）

医療救護所訓練を中止にしたことに伴い、区民や医療救護所に従事する医療救護班等が、平時に学習し、発災時により効率的で効果的な医療救護活動を行えるよう、動画を作成することとした。

④ 災害時における情報共有ツールの増設について（資料5-1、5-2のとおり）

情報伝達手段の複数化およびより効率的な情報共有を実現するために、情報共有ツールの検討に着手した。一般に普及し操作に馴染みがあり、操作訓練の必要性が低いことなどからLINE WORKSを導入の候補として選定した。引き続き、導入に向けて協議を行っていく。